【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 近畿財務局長

 【提出日】
 平成25年11月21日

 【会社名】
 日本管財株式会社

【英訳名】 NIPPON KANZAI Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 福 田 慎 太 郎

【本店の所在の場所】 兵庫県西宮市六湛寺町9番16号

【電話番号】 (0798)35-2200(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役財務部長 原 田 康 弘

【最寄りの連絡場所】 兵庫県西宮市六湛寺町 9 番16号

【電話番号】 (0798)35-2200(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役財務部長 原 田 康 弘

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 499,870,100円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 日本管財株式会社東日本本部

(東京都千代田区神田多町二丁目2番地 神田21ビル)

日本管財株式会社大阪本部

(大阪市中央区淡路町三丁目6番3号 №プラザ御堂筋)

日本管財株式会社九州支店

(福岡市中央区天神一丁目14番16号 福岡三栄ビル)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	281,300株(注)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社 における標準となる株式 単元株式数100株

(注)1.平成25年11月21日(木)開催の取締役会決議によります。

2. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称:株式会社証券保管振替機構

住所:東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3.本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

2 【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当 (自己株式の処分)	281,300株	499,870,100	-
一般募集	1	-	•
計 (総発行株式)	281,300株	499,870,100	-

- (注)1.第三者割当の方法によります。
 - 2.発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
1,777	-	100株	平成25年12月19日(木)	-	平成25年12月19日(木)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
 - 2.発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
 - 3.上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅 いたします。
 - 4.申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行総額を払込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地		
日本管財株式会社 総務部	兵庫県西宮市六湛寺町 9 番16号		

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地	
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪法人営業部	大阪市中央区伏見町3丁目6番3号	

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円) 発行諸費用の概算額(円)		差引手取概算額(円)	
499,870,100	48,000	499,822,100	

- (注) 1. 新規発行による手取金の使途とは、本自己株式処分による手取り金の使途であります。
 - 2.発行諸費用の概算額とは、本届出書作成に要した費用であります。また、当該費用には、消費税等は含まれておりません。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額499,822,100円につきましては、平成26年1月末日を目途に当社の借入金の返済に充当する予定であります。

なお、上記資金使途に充当するまでの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (従業員持株ESOP信託口)			
本店の所在地	東京都港区浜松町二丁目11番3号			
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 松田 雄司			
資本金	10,000百万円			
事業の内容	有価証券等の管理業務、資産管理に係る管理業務・決済業務			
主たる出資者及びその出資比率	三菱UFJ信託銀行株式会社 46.5% 日本生命保険相互会社 33.5% 明治安田生命保険相互会社 10.0% 農中信託銀行株式会社 10.0%			

(注)割当予定先の概要は、平成25年11月21日現在におけるものであります。

b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	割当予定先は当社の普通株式59,600株(発行済株式総数の 0.29%)を保有しております。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

(注)割当予定先の概要は、平成25年11月21日現在におけるものであります。

(従業員持株 E S O P 信託の内容)

当社は、三菱UFJ信託銀行株式会社の間で、当社を委託者、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする従業員持株ESOP信託契約(以下「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定される信託を「本信託」といいます。)を締結し、本信託を設定いたします。

また、当社は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で、共同受託に関する覚書を締結し、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、共同受託者として本信託に係る信託事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、割当予定先を日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株ESOP信託口)といたします。

当社の従業員持株会である「日本管財社員持株会」(以下「本持株会」といいます。)の仕組みを応用した信託型の従業員インセンティブ・プラン(以下「本プラン」といいます。)は従業員株式所有制度(日本版ESOP)に該当しますので、以下、本プランの内容を記載いたします。

なお、本プランが適用される本持株会に入会できる会員は、当社及び本持株会規約により定める関連会社13社(以下「当社グループ会社」といいます。)の社員(以下「当社グループ従業員」といいます。)であります。

概要

本プランは、従業員持株会の仕組みを応用した信託型の従業員インセンティブ・プランであり、当 社株式を活用した従業員の財産形成を促進する制度の拡充(福利厚生制度の拡充)を図ることを目的 としております。

本プランについては、平成22年12月23日付にて既に導入しておりますが、平成25年12月20日付を もって期日満了となり終了いたします。そのため、従業員へのインセンティブ・プランを継続してい くために、前回と同様のプランを再導入するものです。

本プランでは、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株ESOP信託口)が、本信託の設定後3年間にわたり本持株会が取得すると合理的に見込まれる数の当社株式を、三菱UFJ信託銀行株式会社からの借入金により、当社からの第三者割当によって取得します。

また、第三者割当については、有価証券届出書の効力発生後に、当社と共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で締結予定の株式総数引受契約に基づいて行われます。日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株ESOP信託口)が取得した当社株式は、本信託契約に基づき、3年間の信託期間内において、毎月一定日にその時々の時価で本持株会に売却します。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株ESOP信託口)は、当社からの第三者割当によって取得した当社株式の売却による売却代金及び保有株式に対する配当金を原資として、三菱UFJ信託銀行株式会社からの借入金の元本・利息を返済します。本信託の終了後、本信託の信託財産に属する金銭から、本信託に係る信託費用や未払の借入元利金などを支払い、信託収益が存在する場合は、当該金銭を本信託契約で定める受益者要件を充足する従業員(下記「受益者の範囲」をご参照下さい。)に分配します。当該分配については、当社又は信託管理人から受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社に請求し、受益者確定手続完了後遅延なく、当該受益者に対し、受益者の預金口座に振込入金する方法で金銭を支払います。なお、借入金が完済できない場合は、金銭消費貸借契約に基づき保証人である当社が保証債務を履行します。また、本信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使については、信託管理人が本信託契約の細則であるESOP運営規程に従って定められた議決権行使の指図を書面にて受託者に提出し、共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社はその指図に従い議決権を行使します。

三菱UFJ信託銀行株式会社と日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、分担して本信託の財産管理業務を実施いたします。その具体的な分担につきましては、三菱UFJ信託銀行株式会社は、本プランについてのスキーム管理並びに当社への事務処理に関する報告等、包括的管理業務を担当し、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、本プラン実行に伴い生じる、「信託財産・指図書等の受渡業務、信託財産の運用の執行、信託財産の保管・決済、信託財産に関する租税・報酬・諸費用の支払い及び信託の計算、信託財産に係る源泉徴収事務」(以下「具体的信託事務」といいます。)について担当いたします。

この具体的信託事務を日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行う旨は、当社・三菱UFJ信託銀行株式会社・日本マスタートラスト信託銀行株式会社及び信託管理人にて合意することにより、実施されることを確認しており、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、三菱UFJ信託銀行株式会社と、共同受託者としてその業務を実施いたします。また、本合意に基づき、信託財産の保管・決済は日本マスタートラスト信託銀行株式会社が実施することから、割当予定先の信託財産の名義については受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社ではなく、日本マスタートラスト信託銀行株式会社といたします。

なお、三菱UFJ信託銀行株式会社が、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と共同受託する理由は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が、資産管理業務に特化しており、本プランにおいて生じる信託の財産管理業務についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社と事務手続等を分担することにより、効率的な運営体制が構築できるためであります。

(参考) ESOP信託の概要

信託の種類 特定単独運用の金銭信託(他益信託)

信託の目的本持株会に対する当社株式の安定的・継続的な供給及び受益者要

件を充足する当社グループ従業員に対する福利厚生制度の拡充

委託者 当社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

受益者本持株会加入員のうち受益者要件を充足する者

信託管理人専門実務家であって、当社と利害関係のない第三者

信託契約日 平成25年12月16日

信託の期間 平成25年12月16日~平成28年12月20日

議決権行使 受託者は、本持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指

図に従い、当社株式の議決権を行使します。

取得株式の種類 当社普通株式 取得株式の総数 281,300株

株式の取得方法 当社自己株式の第三者割当により取得

本持株会に売り付ける予定の株式の総数

281,300株(下記「d 割り当てようとする株式の数」と同数であります。)

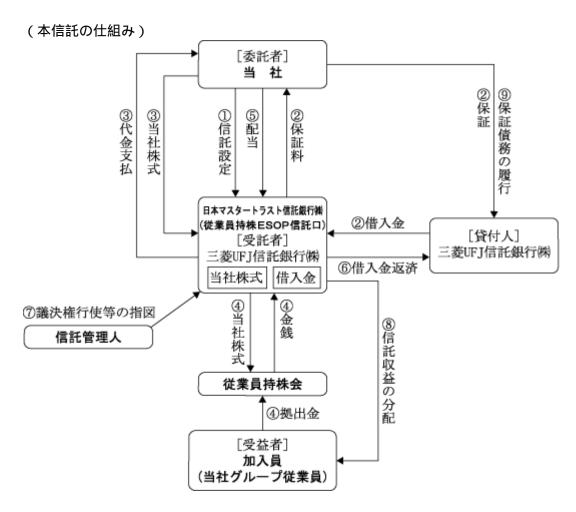
受益者の範囲

本信託の受益者となり得る者は、

- (1) 信託終了時に本持株会の会員であった者
- (2) 信託期間中に本持株会の会員であり、会員が所属する会社(当社グループ会社)からの定年退職を理由として、本持株会を退会した者
- (3) 信託期間中に本持株会の会員であり、会員が所属する会社(当社グループ会社)の業務命令により、当社グループ会社以外への転籍を理由として、本持株会を退会した者

といたします。

ただし、退会後の連絡先等が不明であるため受益者確定手続において受益者として確定することが できなかった者は、この限りではありません。



当社は受益者要件を充足する従業員を受益者とする本信託を設定します。

本信託は、貸付人たる三菱UFJ信託銀行株式会社から当社株式の取得に必要な資金を借入れます。当該借入にあたっては、当社が本信託の借入について保証を行い、本信託は当社に保証料を支払います。

本信託は、上記の借入金をもって、信託期間内に本持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、当社から一括して取得します。

本信託は、信託期間を通じ、毎月一定日までに本持株会に拠出された金銭をもって譲渡可能な数の当社株式を、時価で本持株会に譲渡します。

本信託は、当社の株主として、分配された配当金を受領します。

本信託は、本持株会への当社株式の売却による売却代金及び保有株式に対する配当金を原資として、貸付人たる三菱UFJ信託銀行株式会社からの借入金の元本・利息を返済します。

信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、本信託はこれに従って株主としての権利を行使します。

信託終了時に、株価の上昇により信託内に残余の当社株式がある場合には、換価処分の上、受益者に対し信託期間内の拠出割合に応じて信託収益が金銭により分配されます。

信託終了時に、株価の下落により信託内に借入金が残る場合には、上記 の保証に基づき、当社が 貸付人たる三菱UFJ信託銀行株式会社に対して一括して弁済します。

持株会への売却により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。

c 割当予定先の選定理由

当社では、当社グループ従業員の中長期的な当社グループ企業価値向上への取り組みの一つとして当社株式の保有を推奨しており、その取得手段として従業員持株会制度を導入しております。本持株会は、参加する本持株会会員に対して買付奨励金の付与をはじめとしたインセンティブを制度に盛り込んでおり、当該インセンティブ内容については適時見直しを図りつつ、本持株会の活性化さらには従業員への福利厚生拡充に努めております。

そうした経緯の中で、市場株価の上昇に伴う将来における本持株会会員への信託収益分配の可能性から、更なる当社グループ従業員の勤労意欲の向上に繋がること、しいては中長期的な当社グループ企業価値向上へ資すること、またそれと同時に保有する自己株式の有効活用策にも繋がること等、本プランの有効性について充分に検討を進めた結果、平成22年12月23日付にて、既に第1回目の導入を果たしております。

しかしながら、導入済本プランについては、平成25年12月20日付にて終了となる予定でありますので、引き続き福利厚生の拡充を図っていくためには、本プランを継続していくことが有効であるとの結論に至り、本プランを再導入することといたしました。

本プランの再導入にあたっては、前回と同様に三菱UFJ信託銀行株式会社より提案を受け、当社との証券代行業務や資金借入実施といった事業上の取引関係並びに本プランに係る事務サポートの実績や手続きコスト等を他社比較等も含めて総合的に判断した結果、本信託契約を締結することといたしました。

また、「(従業員持株ESOP信託の内容) 概要」に記載しましたとおり、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、共同受託者として本信託の事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株ESOP信託口)が割当予定先として選定されることになります。

d 割り当てようとする株式の数

281,300株

e 株券等の保有方針

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株ESOP信託口)は本信託契約に従って、当社株式の売買について合意した上で、信託管理人からの指図に基づき、毎月、当社株式を本持株会に対しその時々の時価で売却することになっております。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株ESOP信託口)は、当該売却する当社株式の 売却代金として本持株会の会員からの給与等天引きによって拠出される金銭を本持株会から受取り、当 該売却代金を三菱UFJ信託銀行株式会社からの借入金の返済及び金利の支払に充当します。

当該借入金等完済後の当該売却代金の残額は信託財産として蓄積され、本信託の終了後、本信託契約で定める受益者適格要件を満たす従業員(「b 提出者と割当予定先との間の関係」で記載した(従業員持株ESOP信託の内容)「 受益者の範囲」をご参照下さい。)に分配されます。

なお、借入金額の残高、信託財産の状況等に関しては、受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社から、信託期間中、毎月、報告書を受け入れ確認する予定です。

また、当社は日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株ESOP信託口)から、割当日より2年間において、当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、内諾を得ております。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、本信託契約の受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社が、借入金によって払込みを行う旨並びに割当てを受けた株式を日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株ESOP信託口)名義にする旨を、平成25年12月16日付で締結予定の本信託契約及び金銭消費貸借契約によって確認しております。なお、本信託契約及び当該金銭消費貸借契約は、返済原資を信託財産に限定し、信託財産で返済しきれない場合は、保証人である当社が保証履行する内容となっております。また、当社は、借入人に対する上記保証に対し、本信託契約に基づき借入人から保証料を受取ります。

割当予定先:日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株ESOP信託口)

借 入 人:従業員持株 ESOP信託受託者 三菱 UF J信託銀行株式会社

保 証 人: 当社

貸 付 人:三菱UFJ信託銀行株式会社

g 割当予定先の実態

割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株 ESOP信託口)は、本信託 契約の共同受託者として、具体的信託事務を担当いたします。

その他の包括的管理業務については、本信託契約の受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社が行い、割り当てられた当社株式に係る議決権行使を含む一切の権利の保全及び行使について、本持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い当社株式の議決権を行使します。

信託管理人は、(1)弁護士、公認会計士その他の専門実務家(委託者が顧問契約を締結している者を除きます。)であること、(2)委託者、その役員、重要な管理職(以下「役員等」といいます。)、役員等であった者、又はそれらの者の親族、その他特別な利害関係を有する者以外の者であることを要件としており、いずれの要件にも該当する者から、委託者(当社)、受託者(三菱UFJ信託銀行株式会社)が協議の上、選任するものとします。

なお、本信託においては、信託管理人1名を常置し、当初の信託管理人は公認会計士 田村稔郎氏と します。

信託管理人は、本信託の信託財産に属する本件株式に係る議決権の行使(以下「議決権行使」といいます。)を行うため、本信託契約の細則であるESOP運営規程に従って定められた議決権行使の指図(信託財産である本株式の議決権の総数に本持株会から示された賛成又は反対の比率をそれぞれ乗じて、賛成の議決権行使をする数と反対の議決権行使をする数を算出し行使する)を、書面にて受託者に提出するものとします。

割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、日本マスタートラスト信託銀行株式会社の出資者や出資比率、役員等について、ホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報等に基づき調査し、問題がないこと、また、それらに掲載されている「反社会的勢力との基本方針」に関する取り組みについて割当予定先の企業行動規範により確認いたしました。

また、割当予定先が暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為などを行うことにより 経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将 来にわたっても該当しないことについては、割当予定先との契約において確約するものといたします。

その結果、割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株ESOP信託口)が特定団体等でないこと及び特定団体等と何ら関係を有していないと判断し、その旨の確認書を、株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

本自己株式の処分は、ESOP信託の導入を目的として行います。また、処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため当該処分に係る取締役会決議の直前3カ月間(平成25年8月21日から平成25年11月20日まで)の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値である1,777円(円未満切捨て)といたしました。直前3カ月間の当社株式の終値の平均値を採用することにいたしましたのは、平成25年11月7日の平成26年3月期第2四半期決算発表後の株価を含んでいること、また、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的なものであると判断したためです。

また、当該価額は、当該処分に係る取締役会決議の前日(平成25年11月20日)の東京証券取引所における当社株式の終値である1,972円に90.11%(ディスカウント率 9.89%)を乗じた額であり、同直前 1カ月間(平成25年10月21日から平成25年11月20日まで)の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値である1,836円(円未満切捨て)に96.79%(ディスカウント率 3.21%)を乗じた額であり、あるいは同直前 6 カ月間(平成25年 5 月21日から平成25年11月20日まで)の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値である1,633円(円未満切捨て)に108.82%(プレミアム率 8.82%)を乗じた額であります。上記の平均値及び処分価額との差額割合を勘案した結果、今回の自己株式処分に係る処分価額は、特に有利な価額とはいえず、合理的なものと判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査役全員(4名、うち3名は社外監査役)が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量につきましては、現在の本持株会の年間買付実績(直近の月例買付、賞与買付及び配当再投資の実績金額を基準に年次換算した金額)をもとに、今後約3年間の信託期間中に本持株会が日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株ESOP信託口)より購入する予定数量に相当するものであり、その希薄化の規模は発行済株式数に対し1.37%(小数点第3位を四捨五入、平成25年9月30日時点の総議決権数168.793個に対する割合は1.67%)と小規模なものであります。

また、本自己株式の処分により割当られた当社株式は、毎月一定日に本持株会に対し売却されるものであり、流通市場への影響は軽微であると考えております。

以上により、本自己株式の処分による影響は極めて軽微であり、合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
日本サービスマスター 有限会社	兵庫県西宮市六湛寺町 9番16号	5,206,081	30.84%	5,206,081	30.32%
福田 慎太郎	東京都渋谷区	1,030,651	6.11%	1,030,651	6.00%
福田 武	兵庫県芦屋市	1,026,554	6.08%	1,026,554	5.98%
福田紀子	兵庫県芦屋市	541,325	3.21%	541,325	3.15%
日本管財社員持株会	兵庫県西宮市六湛寺町 9番16号	427,269	2.53%	427,269	2.49%
松下 利雄	兵庫県神戸市東灘区	360,000	2.13%	360,000	2.10%
日本マスタートラスト信 託銀行株式会社(従業員 持株ESOP信託口)	東京都港区浜松町2丁目 11番3号	59,600	0.35%	340,900	1.99%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目 11番3号	330,800	1.96%	330,800	1.93%
明治安田生命保険相互会 社 (常任代理人 資産管理 サービス信託銀行株式会 社)	東京都千代田区丸の内 2 丁目 1 - 1 (東京都中央区晴海 1 丁目 8 - 12)	278,100	1.65%	278,100	1.62%
三菱UFJ信託銀行株式 会社 (常任代理人 日本マス タートラスト信託銀行株 式会社)	東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 5 号 (東京都港区浜松町 2 丁目 11番 3 号)	237,184	1.40%	237,184	1.38%
メロン バンク トリー ティー クライアンツ オ ムニバス (常任代理人 株式会社 みずほ銀行決済営業部)	ONE BOSTON PLACE BOSTON, MA 02108 (東京都中央区月島4丁目 16-13)	222,780	1.32%	222,780	1.30%
計		9,720,344	57.58%	10,001,644	58.28%

- (注)1.平成25年9月30日現在の株主名簿を基準として記載をしております。
 - 2.上記のほか、当社保有の自己株式3,676,535株(平成25年9月30日現在)があります。今回の 281,300株を割当後は、3,395,235株となります。
 - 3. 所有株式数に日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株ESOP信託口)として記載の59,600株は、平成22年12月23日に設定した従業員持株ESOP信託が保有している株式であります。当該信託は平成25年12月20日を期日として終了予定であり、記載された59,600株は、期日までに本持株会へ又は期日後に分配のため全て売却される予定であります。
 - 4.従業員持株ESOP信託は、三菱UFJ信託銀行株式会社と日本マスタートラスト信託銀行株式会社との共同受託となり、当社株主名簿においては、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株ESOP信託口)として記載されます。

- 6【大規模な第三者割当の必要性】 該当事項はありません。
- 7【株式併合等の予定の有無及び内容】 該当事項はありません。
- 8【その他参考になる事項】 該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

- 1【有価証券報告書及びその添付書類】
 - 事業年度 第48期(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)平成25年6月27日近畿財務局長に提出
- 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第49期第1四半期(自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)平成25年8月9日近畿財務 局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第49期第2四半期(自平成25年7月1日 至平成25年9月30日)平成25年11月13日近畿財務 局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成25年11月21日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を平成25年7月1日に近畿財務局長に提出

5【訂正報告書】

訂正報告書(上記1 有価証券報告書の訂正報告書)を平成25年11月15日に近畿財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての事業年度第48期有価証券報告書又は第49期四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降本有価証券届出書提出日(平成25年11月21日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、有価証券報告書等に記載した将来に関する記載事項については、本届出書提出日(平成25年11月21日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

日本管財株式会社

(兵庫県西宮市六湛寺町9番16号)

日本管財株式会社東日本本部

(東京都千代田区神田多町二丁目2番地 神田21ビル)

日本管財株式会社大阪本部

(大阪市中央区淡路町三丁目6番3号 №プラザ御堂筋)

日本管財株式会社九州支店

(福岡市中央区天神一丁目14番16号 福岡三栄ビル)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。